

総合体育館等の使用料が変わります

施設使用料等の改正について

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改定されることに伴い、大野城総合公園等の使用料(利用料金及び照明料金を含む。以下においても同じ。)についても、令和元年10月1日以降の施設使用から、新使用料(以下新料金という。)を適用することになりました。

新料金の適用日

令和元年10月1日(火)

以降の施設使用から適用されます。

大野城総合公園

専用使用 (1時間当たり)

施設名	現行 R1.09.30まで	新料金 R1.10.01から
○総合体育館		
・競技場	1,640円	1,680円
・小体育室	820円	840円
・武道室	680円	700円
・会議室	260円	280円
・研修室	220円	240円
・ミーティング室	220円	240円
○テニスコート	660円	680円
○市民球場	2,020円	2,060円
○多目的グラウンド	1,820円	1,860円
○アーチェリー場	1,580円	1,620円
○弓道場	1,660円	1,700円
○相撲場	220円	240円
○管理棟小会議室	220円	240円
【入場料をとる場合の使用】		
・競技場	10,920円	11,340円
・小体育室	5,460円	5,670円

照明料金 ※30分あたり	
現行 R1.09.30まで	新料金 R1.10.01から
800円	820円
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
市内者 210円 市外者 420円	市内者 220円 市外者 440円
市内者 2,430円 市外者 4,050円	市内者 2,470円 市外者 4,120円
—	—
100円	110円
—	—
—	—
—	—
800円	820円
—	—

※平日17時までの総合体育館、市民球場、多目的グラウンド、アーチェリー場、弓道場の専用使用料(「入場料をとる場合の使用」及び「照明料金」を除く)は上記の額の1/2とする。
 ※競技場の半面使用は、専用使用及び照明料金とも上記の額の1/2とする。
 ※市外者の専用使用料(「照明料金」を除く)は、上記の額の2倍とする。

個人使用 (2時間当たり)

区分	料金表	
	現行	R1.10.01からも変更なし
一般	210円	210円
高校生	140円	140円
小中学生	70円	70円
65歳以上	140円	140円

※総合体育館、アーチェリー場、弓道場で個人使用できます。

キャンプ場

区分	現行	新料金 R1.10.01から
〔宿泊を伴うもの〕		
・貸出しテント使用	1,620円	1,650円
・テント持込	1,080円	1,100円
〔デイキャンプ〕		
・10人以下	1,080円	1,100円
※10人を超える 1人当たり	50円	50円

赤坂・旭ヶ丘テニスコート

1面使用 (1時間当たり)

施設(区分)	現行	新料金(1時間当たり) R1.10.01から
○テニスコート		
市内者	460円	460円
市外者	920円	920円
○旭ヶ丘テニスコート会議室	220円	240円

照明料金 ※30分あたり	
現行 R1.09.30まで	新料金 R1.10.01から
210円	220円
420円	440円
—	—

乙金多目的広場

専用使用 (1時間当たり)

施設	現行 R1.09.30まで	新料金 R1.10.01から
○多目的広場	860円	880円

照明料金 ※30分あたり	
現行 R1.09.30まで	新料金 R1.10.01から
760円	770円

※市外者の使用料(「照明料金」を含む)は、左記の額の2倍とする。